

令和8年2月 北九州市議会定例会について（消防局）

議 案

北九州市火災予防条例の一部改正について . . . P 2 ~ 3

北九州市火災予防条例の一部改正について

1 サウナ設備に係る改正

(1) 改正理由

北九州市火災予防条例(以下「条例」という。)では、条例制定の基準を定める省令等(以下「省令等」という。)に従い、サウナ設備に関する位置、構造及び管理の基準を定めている。

今般、省令等が改正され、従来の浴場等に設置される「サウナ設備」とは別に、全国で増加する「簡易サウナ設備」に関する基準が新設されたことに伴い、省令等の改正内容にあわせて、条例を改正するもの。

(2) 簡易サウナ設備とは

テント型サウナ室又はバレル型サウナ室に設ける放熱設備で、屋外その他の直接外気に接する場所に設ける定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。

(3) 改正内容

簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準を次のとおり定める。

- ア 建築物等及び可燃性の物品から、火災予防上安全な距離を保つこと。
- イ 設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。
- ウ その他の基準については、炉及びストーブに関する規定を一部準用する。

2 感震ブレーカーに係る改正

(1) 改正理由

条例では、火災予防条例(例)(以下「条例(例)」という。)に基づき、住宅における火災予防の推進について定めている。

これまで主に住宅用防災機器の普及促進を図ってきたが、今般、条例(例)が改正され、感震ブレーカーについても新たに普及促進の対象となった。

これに伴い、条例(例)の改正内容にあわせて、条例を改正するもの。

(2) 改正内容

住宅における火災予防のための普及を促進する物品に感震ブレーカーを追加した。

3 施行期日

令和8年3月31日…省令、告示及び条例(例)の施行日と同日(経過措置なし)

簡易サウナ設備補足資料

1 改正概要

近年のサウナブームを背景に、全国で増加する簡易サウナ設備について、現行のサウナ設備とは特性が異なることから、条例制定の基準を定める省令等が改正され、新たな基準が定められた。この改正に伴い、関係規定を改めるもの。

2 簡易サウナ設備の設置例

テント型サウナ室の例



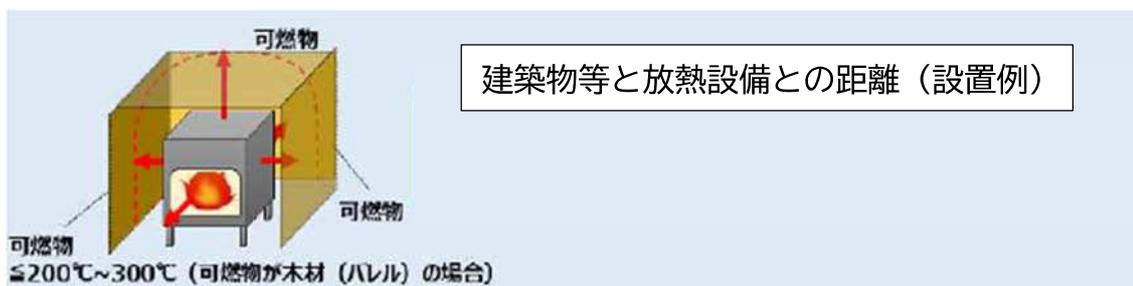
バレル型サウナ室の例



3 改正内容

簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準を定める。

- ① 建築物等及び可燃性の物品から、火災予防上安全な距離を保つこと。



- ② 設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。
- ③ その他の基準については、炉及びストーブに関する規定を一部準用する。